

IPネットワーク管理・人材研究会（第4回）議事要旨（案）

1 日 時 平成20年6月26日（木）14時00分～16時00分

2 場 所 総務省8階第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員（五十音順、敬称略）

飯塚 久夫（代理 持麿 裕之）、石橋 庸敏（代理 佐藤 浩）、大島 正司、
大野 聡、加藤 聰彦、加藤 秀夫（代理 岩本 房幸）、加藤 義文、
後藤 滋樹、酒井 善則、
坂田 紳一郎（代理 能登 雅夫）、嶋谷 吉治（代理 増井 文雄）、資宗 克行、
高畠 宏一、佃 英幸（代理 松岡 諭吾）、土居 義明、土森 紀之、
得井 慶昌、徳広 清志（代理 丸山 洋次）、西尾 裕一郎、
服部 隆夫（代理 土居 義明）、本郷 公敏（代理 菅波 一成）、
宮川 潤一（代理 松田 圭市）、山口 舜三（代理 有野 俊夫）、
矢澤 久司（代理 中川 毅彦）、吉村 辰久（代理 五十嵐 克彦）、
渡邊 武経（代理 菅沼 真）

(2) 総務省

武内 電気通信事業部長、竹内 電気通信技術システム課長、
菱沼 安全・信頼性対策室長、山下 電気通信技術システム課課長補佐、
大石 電気通信技術システム課審査係長

4 議 題

- (1) その他検討事項等について
- (2) プレゼンテーション
- (3) その他

5 議事要旨

○第3回議事要旨（案）（資料4-1）について承認された。

【プレゼンテーション1】

○株式会社ウィルコムの大野構成員より、「IPネットワーク管理・人材研究会（第4回）
プレゼンテーション」（資料4-2）に基づき説明。

【プレゼンテーション2】

○イー・モバイルの菅波構成員代理より、「IPネットワーク管理・人材研究会資料」（資
料4-3）に基づき説明。

【プレゼンテーション3】

○社団法人電信電話工事協会の中川構成員代理より、「エンドユーザの利便性向上と電気通

信産業界全体の更なる発展、並びに、技術者の社会的な認知度アップを目指して」（資料４－４）に基づき説明。

【プレゼンテーション４】

○財団法人日本データ通信協会の大島構成員より、「ＩＰネットワーク管理・人材研究会（第４回）プレゼンテーション」（資料４－５）に基づき説明。

【プレゼンテーション５】

○ＮＴＴラーニングシステムズ株式会社の小松氏より、「eラーニングで育成する電気通信主任技術者」（資料４－６）に基づき説明。

○野村総合研究所の中林構成員代理より、「電気通信主任技術者等スキル標準（検討案）」（資料４－７）に基づき説明。

○事務局より、「検討事項」（資料４－８）に基づき説明。

○ 質疑応答における主な内容は以下のとおり。

・資料４－４の７頁を補足させていただきたい。７頁では工事担任者資格の拡張ということで、ネットワークサイドだけでなくユーザサイドを向いたいわば全方面を向いた資格として拡張させていくことがいいのではなかと提案しているが、そのような大きな枠組みの見直しは今後時間をかけて議論していくことになるかと思う。当面の問題として、７頁の下にあるように、最近、無線のブロードバンドルータが手軽に手に入るようになり、一般の家庭なり小さなオフィス等でも有線を使わずにＬＡＮが組めるようになっているが、セキュリティの設定そのものをエンドユーザが知らずに利用し、外部からＬＡＮの内容が見えてしまうような事象が多数出ている。ここでは大きな枠組みの見直しを待たずに現在の工事担任者の枠組みの中で対処をする仕組みをご検討いただきたい。

・資料４－５で、資格に複数のランクを設けるという提案があったが、設けた後は例えば通信事業を行うためには電気通信主任技術者がいなければいけないという制限があったとして、どのランクの資格を持った人がいないといけないことになるのか。逆に言うと、上級の資格を持った人がいないといけないとすると、上級でない資格は、どのような性質をもった資格となるのか。

→いずれを選任するかは、色々な条件を勘案して管理規定で明示する等を考えている。必ず上級を持たないといけないのではなく、基本的には今の電気通信主任技術者という資格が生きる形で、上を目指すのであれば上級を取るなど、事業者の判断に任せる形となる。

→前回までの議論で、階層化を議論していたが、小規模事業者向けの資格を作るかどうかを検討すると理解していた。上級資格の提案があったが、試案ということであり、具体的な内容も明らかでない状況なので、必要に応じて意見を出したい。場合によっては、そもそも、上級の資格を設ける必要があるのかどうかというところから議論したいと考える。

→前回の議論でも電気通信主任技術者は、運用の現場にいる人のイメージと責任を取る人のイメージという性格付けがあり、現状でもそれぞれ考え方があるのでその辺を含めて、

混乱ないようにしないといけない。

→前回までの議論にもあったように、現行の電気通信事業法に基づく管理規定や資格制度は、事業者にとって自由度の高い制度設計であり、そのように運用されている。どういうレベルの者を選任するかは事業者の自由度の高い制度にしていきたい。

→制度設計にあたっては、厳格なもの、ガイドライン的なものなど、いくつかの段階があるかと思うので、その辺の区別を十分意識して検討を進めていくべき。

- ・スキル標準については、実際に事業を行っている方の協力がないと上手くまとめられないので、構成員の社内で使われているスキル標準に関する情報を、差し支えない範囲で提供していただくよう協力をお願いしたい。

- ・資料４－８の最後の頁の工事担任者に関する箇所、特に無線LANが例になっているところは、本日、電信電話工事協会から補足説明があったが、以前いただいた意見では情報通信設備協会から指摘があった項目である。情報通信設備協会としてはこのような整理で良いか。

→結構である。

- ・資料４－８は、検討事項をまとめているところなので、結論が書いてある項目だけでなく、説明があったところでもどうするかというところが重要だという書きぶりのところが多いので、今後の進め方を相談させていただきたい。

- ・資料４－９について、WGを設置して検討を進めていくので、協力をよろしく願います。WGの具体的スケジュールやメンバーについては事務局と調整させていただきたい。

(以上)